

## 大和市公告第66号

大和市下福田土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、この事業計画について、都市計画において定められた事項以外の事項に意見がある利害関係者は、令和元年10月28日まで大和市長に意見書を提出することができる。

令和元年10月1日

大和市長 大 木 哲

### 1 縦覧期間

令和元年10月1日から同月14日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### 2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで